

## 介護医療院に係る省令基準が示す基準の内容について

- 都道府県等は介護医療院の基準について、省令基準に「従い」又は「参酌して」定める必要があります。この分類により、都道府県の条例の独自基準がどの程度許容されるかが決められています。

分類	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
法的効果	<b>必ず適合しなければならない基準</b>	通常よるべき基準	<b>十分参照しなければならない基準</b>
許容の程度	<b>基準の範囲内で定めなければならない。</b>	合理的な理由がある範囲であれば、独自基準が許容される。	<b>基準を十分参照した結果であれば、独自基準が許容される。</b>

※ 本省令においては、「標準とする基準」は設けられていません。

- 介護医療院の各基準が上のいずれの分類に当てはまるかは、介護保険法で次のとおりとされています。

(なお、一部の基準は、都道府県等の条例ではなく国が省令で定めることとされています。)

### 1 人員に関する基準

	I型	II型	分類
医師	48 : 1 (施設で3以上)	100 : 1 (施設で1以上)	省令で定める
薬剤師	150 : 1	300 : 1	従う
看護職員	6 : 1	6 : 1	省令で定める
リハビリ専門職	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：適当数		従う
栄養士	定員100以上で1以上		従う
介護支援専門員	100 : 1 (1名以上)		従う
放射線技師	適当数		従う
他の従業者	適当数		従う
医師の宿直	医師：宿直	要しない	従う

I型：重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等

II型：I型に比べて容体が比較的安定している者

### 2 設備・構造に関する基準

診察室	医師が診察を行うのに適切なもの	省令で定める
病院・療養室	定員4名以下、床面積8.0㎡/人以上 (転換の場合、大規模改修まで6.4㎡/人以上で可)	省令で定める
機能訓練室	40㎡以上	省令で定める
談話室	談話を楽しめる広さ	参酌
食堂	入所定員1人当たり1㎡以上	参酌
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	参酌
レクリエーションルーム	十分な広さ	参酌
その他医療設備	処置室 臨床検査施設、エックス線装置、調剤所	省令で定める 参酌
その他設備	処置室、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	参酌
医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備	参酌
廊下	廊下幅：1.8m、中廊下の場合は2.7m (転換の場合 廊下幅1.2m、中廊下1.6m)	参酌
耐火構造	原則耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物)(転換の場合、特例あり)	参酌

## 3 運営に関する基準（主なもの）

説明及び同意	・サービス内容について文書で説明を行い、同意を得ること。	従う
提供拒否の禁止	・正当な理由なくサービス提供を拒否してはならないこと。	従う
入退所	・サービスの必用性の高い者から入所させるよう努めること。 ・本人の状況の把握に努めること。	参酌
サービス提供の記録	・具体的なサービスの内容を記録すること。	参酌
サービス取扱方針	・入所者の療養を適切に行うこと。 ・漫然かつ画一的にサービスを行ってはならないこと。	従う
	・不適切な身体的拘束等を行ってはならない。 ・身体的拘束の適正化のための措置を行うこと。	参酌
施設サービス計画	・介護支援専門員に担当させること。 ・計画担当者は入所者の課題を把握し施設サービス計画の原案を作成すること。 ・サービス計画原案は入所者及び家族に説明し、文書で入所者同意を得ること。	参酌
診療の方針	・的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。 ・入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、適切な指導を行うこと。 ・常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。	従う
医療提供が困難な場合の措置	・他の病院への入院、他の医師の対診を求める等の措置を講じること。	従う
看護及び介護	・入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならないこと。	従う
	・入所者負担で介護医療院の従業者以外による介護及び看護を受けさせてはならないこと。	参酌
管理者	・常勤でなければならないこと（例外あり）。	参酌
運営規程	・重要事項に関する規定（運営規程）を定めること。	参酌
勤務体制	・従業者の勤務体制を定めておくこと。 ・介護医療院の従業者によってサービスを提供すること。 （直接処遇者を除く）。	参酌
衛生管理	・感染症、食中毒予防の措置を講じること。	参酌
掲示	・見やすい場所に、運営規程の概要その他の重要事項を掲示すること。	参酌
秘密保持等	・従業者はその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。 ・関係者に入所者の情報を提供する場合は文書により同意を得ること。	従う
事故	・事故発生予防の措置を講じること。 ・事故が発生した場合は市町村、入所者の家族に連絡し必要な措置を講じること。 ・事故の状況、講じた措置を記録すること。	従う